

所沢市立林小学校いじめ防止基本方針

令和7年11月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けて取り組んでゆく。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう(「いじめ防止対策推進法 第2条」より)。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ・委員会活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(4) いじめの防止

いじめの未然防止、早期発見に向け、校種間の連携やふれあい相談員、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組を行う。

道徳の授業等を活用し、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」への取組などを活用し、一人ひとりがいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

2 学校の取組

従来から行っている取組(校種間の連携、相談体制の充実など)の見直しを行い、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組を行っていく。児童からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図りながら支援を行っていく。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続していく。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等について授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺防止に努める。

(2)「子供の人権」の啓発推進

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないと理解させる。また、いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる。

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解するよう努める。

(3)道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てていく。

(4)情報モラル教育の充実

健やか輝き支援室、生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童、保護者向けに実施する講習会の充実を図り、スマートフォン(メール、SNS等)やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成していく。

(5)学校相互間の連携協力体制の整備

卒業時等における的確な情報伝達として、小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種でいじめに関わる情報連携を行う。幼稚園・保育園とは、「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

3 いじめ早期発見のための取組

(1)いじめの的確な実態把握

年間通して定期的にいじめに関する調査「なかよしアンケート」を行い(学期1回)、児童の生活の様子やいじめ等に関する実態把握に努める。「困っていることはないかなアンケート」をもとに、適宜一人ひとりの児童と直接話をし、児童の思いをくみ取っている。また、調査以外に、個人面談や校内委員会で、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行う。アンケートでは本音を書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めていく。また相談室の存在を児童・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努める。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守っていく。対応に必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていく。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫していく。

(2)教職員の指導力の向上、研修の実施

児童理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。教職員がいじめを発見、または相談を受けた場合、些細な兆候が見られたりする場合などは、児童からの訴えを抱え込まず、または、個人で判断せず、直ちにすべて報告、相談をする。教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図る。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子にあった指導に努めていく。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図る。

4 いじめへの対処

(1)いじめ問題に対する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整える。いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制をつくる。組織として、①校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。②職員間での情報交換及び共通理解を行う。週に一度、校内委員会で学校内の諸問題や配慮を要する児童、懸案について話し合いケース会議を開いて、対応にあたる。また、月に一度、生徒指導教育相談会議を開き、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2)教育相談の充実～児童が相談しやすい校内体制の工夫～

本校は相談員の来校する週に3日間、相談室が開いており、児童の相談業務に就いている。児童だけでなく、保護者の方にも相談室を知ってもらうために月に一回便りを発行し、保護者からの相談も受け付けている。専門の見地からの相談をスクールカウンセラーからも受けることができる。また、相談室は校舎1階の東側に位置し、昇降口を通らず直接相談室を訪れることができるようにしている。室内ではかるたやパズルなどの遊び道具もあり、児童が気持ちを落ち着かせて相談できる環境づくりに配慮している。

(3)いじめの解消

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じないこと」の二つの要件が満たされて3か月経過している必要がある。しかし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

4 保護者や地域との連携

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的な生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育てていくこと等は保護者の役割と考えます。その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

(1)規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

- ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為
- イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる(パシリ)」など強要する行為
- ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為
- エ 相手がいなくかのようにふるまう無視する行為(しかと)
- オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為
- カ SNS やオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

(2)いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

(3)関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者(家庭)は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

学校は、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

5 重大事態への対処、判断

(1)重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

(2)重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、所沢市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(校内いじめ問題調査組織)を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、客観的事実を明確にするとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。調査によって明らかとなった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。情報提供の際には、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査結果は所沢市教育委員会に報告する。

令和7年度 いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【生徒指導委員会】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【遠足】【一年生を迎える会】	○いじめ対策についての説明・啓発 【学級懇談会】
5月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会・教育相談校内研修】	○たてわり班遊び	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会】 ○保護者との情報交換 【個人面談】【学校公開】
6月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会】 ○心のエネルギープロジェクト実施	○たてわり班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】 ○保護者への学校公開
7月	○インターネット等状況調査 ○なかよしアンケート	○たてわり班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【林間学校】	○いじめ対策についての啓発 【地区懇談会】 ○夏休みの生活について配布
8月	○生徒指導に関する研修 【職員研修】 ○校種間の連携 【三校合同研修会】		
9月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会】		○運動会の公開
10月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会】	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】【社会科見学】【二校親善】 ○学校評価(前期)の実施	○学校評価の実施
11月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会】 ○いじめ防止月間の取り組み (道徳の授業)	○行事を通した人間関係づくり 【校内音楽会】【親善音楽会】	○いじめ対策についての啓発 【教育週間】 ○保護者への学校公開 【公開音楽会】
12月	○なかよしアンケート		○保護者への学校公開 ○保護者との情報交換 【学級懇談会】 ○冬休みの生活について配布
1月	○児童についての情報交換 【生徒指導委員会】		
2月	○児童や次年度に向けた情報交換 【生徒指導委員会】 ○校種間の連携 【幼保小連絡会】	○校種間の連携 【中学校一日体験入学】 ○行事を通した人間関係づくり 【六年生を送る会】 ○学校評価(後期)の実施	○校種間の連携 【入学説明会】 【中学校新入生保護者会】
3月	○児童についての情報交換 ○なかよしアンケート	○行事を通した人間関係づくり 【卒業証書授与式】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】 ○春休みの生活について配布

〈別表〉 いじめ相談窓口

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県心の電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(無料通話)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 9時～17時	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供の SOS
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16時～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保護者がかける場合) 048-556-0874 (子どもがかける場合) 0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談)	(保護者がかける場合) 04-2924-3333 (子どもがかける場合) 04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど

令和5年1月改定

令和7年11月改定